

## 令和2年度大阪府小・中学校教育課程研究協議会 実施要項

### 1 目的

学習指導要領の実施に向けて、教育課程についての説明、優れた実践等についての情報交換等を行い、小学校、中学校、義務教育学校において学習指導要領の趣旨に基づいた教育活動の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 主催

大阪府教育庁

### 3 実施形態

(1) 大阪府小・中学校教育課程研究協議会は、「大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会」と「各地区研究協議会」によって、構成するものとする。

(2) 大阪府小・中学校教育課程研究協議会は、次の部会を設置する。

- ・全体会
- ・部会

(小学校) 総則, 国語, 社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 図画工作, 家庭, 体育, 道徳,  
外国語活動・外国語, 総合的な学習の時間, 特別活動

(中学校) 総則, 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術・家庭,  
外国語, 道徳, 総合的な学習の時間, 特別活動

### 4 大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会

(1) 大阪府教育庁は、政令市を除く市町村教育委員会の指導主事・校長等を対象とする「大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会」を開催する。

(2) 実施時期は、夏季は、令和2年8月17日(月)、冬季は、令和3年2月15日(月)とする。

(3) 実施会場は、夏季は各市町村教育委員会及び所属校、冬季は大阪府教育センターとする。

(4) 夏季及び冬季の詳細は、別途、開催要項を通知する。

(5) 全体会には、市町村教育委員会の指導主事等以外に、府立中学校、府立支援学校(小・中学部)、国立及び私立学校の校長・副校長・准校長及び教頭も参加できるものとする。

(6) 部会には、市町村教育委員会の指導主事等以外に、私立学校全体から選ばれた教科ごとの代表者等も参加できるものとする。参加人数は、原則1名とする。

(7) 全体会及び各部会の参加者の募集は、別途、通知する。

### 5 各地区研究協議会

(1) 本年度の開催にあたっては、各地区の学校の状況に配慮し、適切な時期や内容、方法を設定するものとし、必ずしも教職員が参集するような部会等の開催を求めない。

(2) 市町村教育委員会は、各地区で協力する等して、地区ごとまたは所管する学校の校長及び教員を対象とする「各地区研究協議会」等を必要に応じて開催することができる。

(3) 部会等を開催するにあたっては、実施会場は学校等とする。

(4) 部会等を開催するにあたっては、各学校からの参加人数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び学校の教育活動へ配慮し、適切な人数を設定するものとする。

(5) 各市町村教育委員会は、「各地区研究協議会」の実施報告書を大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室に提出するものとする。